



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

目次	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*65 和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則	(資源管理課)	1
*66 和歌山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則	(")	7
○ 告示		
1510 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	7
1511 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)	7
1512 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	(")	10
1513 和歌山県資源管理方針の策定	(資源管理課)	12
1514 建設業の許可の取消し	(技術調査課)	13
1515 道路の区域変更	(道路保全課)	13
1516 道路の供用開始	(")	13
1517 "	(")	14
1518 道路の区域変更	(")	14
1519 "	(")	14
1520 道路の供用開始	(")	15
1521 道路の位置の指定	(都市政策課)	15
1522 令和2年和歌山県告示第725号（使用料の収納事務の委託）の一部改正	(建築住宅課)	15
1523 使用料の収納事務の委託	(")	15
○ 正誤		
令和2年11月10日付け和歌山県報第157号和歌山県告示第1387号中		16

規 則

和歌山県規則第65号

和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定める。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の知事への報告に関し、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告（次条において「漁獲量等の報告」という。）は、法第26条第1項の年次漁獲割当量設定者又は法第30条第1項の漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕をする者（次条においてこれらの者を「報告者」という。）の使用に係る電子

計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（次項において「電子情報処理組織」という。）を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常な動作若しくは保守点検又は報告すべき事項が急激に著しく増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、法第17条第1項に規定する漁獲割当管理区分（以下この項において「漁獲割当管理区分」という。）に係る報告にあつては別記第1号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（法第30条第1項に規定する漁獲努力量管理区分（以下この項において「漁獲努力量管理区分」という。）を除く。）に係る報告にあつては別記第2号様式により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式により、それぞれ書面で行うことができる。
- 3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における施行規則第16条第1項又は第19条第1項に定める期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

（代理人による報告）

第3条 報告者が、代理人により漁獲量等の報告をする場合には、あらかじめ、別記第4号様式による書面を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
（和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止）
- 2 和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年和歌山県規則第89号）は、廃止する。
（和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記第1号様式（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日／漁獲量（kg）		

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁業法第17条第1項に規定する漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記第2号様式（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（kg）	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

別記第3号様式（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲努力量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろの作業の量（当該特定水産資源ごとに都道府県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

別記第4号様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

（委任者）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（該当するものに☑を入れること。）

 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告） 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告） 法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

和歌山県規則第66号

和歌山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定める。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

（特定水産資源の採捕の停止）

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を告示（以下この項及び次項において「停止告示」という。）するものとする。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該停止告示をした日の翌日から同日の属する管理年度（法第11条第2項第3号に規定する管理年度をいう。）の末日（当該停止告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該停止告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が停止告示の場合に該当しなくなつたと認めるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、同項に規定する者は、当該告示の日から当該停止告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があつたので公示する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300039	ヘルパーステーション里幸	伊都郡かつらぎ町佐野489-5	居宅介護 重度訪問介護	合資会社里幸	伊都郡かつらぎ町佐野489-5	令和2.12.1

和歌山県告示第1511号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 大阪府東大阪市鴻池徳庵町7-49

氏名又は名称 株式会社ジーエスフード 代表取締役 中村瑛祐

- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月1758-11
名称 株式会社ジーエスフード和歌山工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和2年12月11日から令和3年1月7日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	硝酸化合物(mg/L)
第10号口洗浄施設	1	12 m ³ /h	許可後	12時間	通常	9	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	14	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗浄施設	1	3,900 L/h	許可後	12時間	通常	14	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	24	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号口洗浄施設	2	300 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗浄施設	2	100 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗浄施設	1	200 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80

第10号口洗浄施設	1	100 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号二ろ過施設	4	1,200 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号二ろ過施設	1	2,400 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号二ろ過施設	1	1,700 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号二ろ過施設	2	1,200 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	硝酸化合物(mg/L)	
総合排水処理施設	RC製	W11.4 × L66.1 × H5.8	380	物理化学処理 + 生物化学処理 + 膜処理	既設	通常	処理前	300	3-11	600	400	150	30	10	50	3,000	20
							処理後	300	6.7-7.5	3.5	10	3	20	6	3	0	20
						最大	処理前	380	3-11	800	800	200	50	15	100	5,000	40
							処理後	380	6.7-7.5	10	20	20	40	10	5	1,000	40

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	硝酸 化合物 (mg/L)
排水口No.1	通常	300	6.7 -7.5	3.5	10	3	20	6	3	0	20
	最大	380	6.7 -7.5	10	20	20	40	10	5	1,000	40
排水口No.2	通常	20	5.8 -8.6	3	5	3	3	1	1	0	-
	最大	60	5.8 -8.6	5	10	5	10	3	3	100	-

和歌山県告示第1512号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 大阪府東大阪市鴻池徳庵町7-49
氏名又は名称 株式会社 ジーエスフード 代表取締役 中村瑛祐
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月1758-11
名称 株式会社ジーエスフード和歌山工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和2年12月11日から令和3年1月7日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)

第10号口洗淨施設	1	15 m ³ /h	既設	12時間	通常	60	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	90	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗淨施設	1	12 m ³ /h	許可後	12時間	通常	9	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	14	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗淨施設	1	3,900 L/h	許可後	12時間	通常	14	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	24	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号口洗淨施設	2	300 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗淨施設	2	100 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗淨施設	1	200 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号口洗淨施設	1	100 L/回	許可後	12時間	通常	8	2-12	800	650	200	40	14	4	40
					最大	13	2-12	1,200	1,000	250	65	36	7	80
第10号二ろ過施設	4	1,200 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号二ろ過施設	1	2,400 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—
第10号二ろ過施設	1	1,700 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	—
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	—

第10号二ろ過施設	2	1,200 L/回	許可後	12時間	通常	1	6-7.5	2	1.5	2	1.5	0.1	3	-
					最大	2	6-7.5	3	2	3	2	1	5	-

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	硝酸化合物(mg/L)	
総合排水処理施設	RC製	W11.4 × L66.1 × H5.8	380	物理化学処理 + 生物化学処理 + 膜処理	既設	通常	処理前	300	3-11	600	400	150	30	10	50	3,000	20
							処理後	300	6.7-7.5	3.5	10	3	20	6	3	0	20
						最大	処理前	380	3-11	800	800	200	50	15	100	5,000	40
							処理後	380	6.7-7.5	10	20	20	40	10	5	1,000	40

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	硝酸化合物(mg/L)
排水口No.1	通常	300	6.7-7.5	3.5	10	3	20	6	3	0	20
	最大	380	6.7-7.5	10	20	20	40	10	5	1,000	40
排水口No.2	通常	20	5.8-8.6	3	5	3	3	1	1	0	-
	最大	60	5.8-8.6	5	10	5	10	3	3	100	-

和歌山県告示第1513号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により、和歌山県資源管理方針を令和2年12月1日付けで次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

（次のとおりは、省略し、和歌山県資源管理方針に定める事項を記載した書面を和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1514号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 令和2年12月1日

2 取消処分を受けた者

- (1) 商号 山下土木工業
- (2) 代表者氏名 山下克弘
- (3) 主たる営業所の所在地 田辺市本宮町本宮1176番地の5
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-28）第11015号

3 取消しの原因となった事実

代表者は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所田辺支部から禁錮1年2月執行猶予4年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第1515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市平瀬字溝口1307番1地内	旧	7.50 ） 9.60	83.00	
同上	新	8.60 ） 17.30	83.00	

和歌山県告示第1516号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市井田字大坪159番1地先から同市大野中字芝崎934番1地先まで

供用開始の期日 令和2年12月11日

和歌山県告示第1517号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市神野々字下戸津井谷225番1地先から同市神野々字下戸津井谷232番1地先まで

供用開始の期日 令和2年12月11日

和歌山県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市小瀬田字塚本52番1地先から同市小瀬田字塚本63番1地先まで	旧	5.17 } 8.00	223.78	
同上	新	6.97 } 13.90	226.25	

和歌山県告示第1519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町上字大森197番3地 先から同市下津町上字大森196 番1地先まで	旧	8.10 } 10.10	29.32	
同上	新	12.74 } 14.19	29.32	

和歌山県告示第1520号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町上字大森197番3地先から同市下津町上字大森196番1地先まで

供用開始の期日 令和2年12月11日

和歌山県告示第1521号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3546	有田郡有田川町大字下津野 字廣野1920番1、1920番4の 一部、1921番3、1922番1の 一部、1922番2の一部、水 路	和歌山市三番丁85番地 スミカ株式会社 代表取締役 吉松三喜	令和 2. 11. 25	6.00 } 6.10	52.01

和歌山県告示第1522号

令和2年和歌山県告示第725号（使用料の収納事務の委託）を次のように改正し、令和2年11月1日から適用する。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「西牟婁郡白浜町2533番地の1 白浜コート・ダ・ジュール411号 原勝教」を削る。

和歌山県告示第1523号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和2年11月1日から次の者に委託した。

令和2年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

西牟婁郡上富田町南紀の台31番2号 橋野純

正 誤

正 誤

令和2年11月10日付け和歌山県報第157号和歌山県告示第1387号中

ページ	誤	正
8	西牟婁郡白浜町富田字大高瀬1703の1	西牟婁郡白浜町富田字大高瀬1703の1 (次の図に示す部分に限る。)